

北播磨総合医療センター院内保育所運営規程

〔平成25年10月1日〕
〔企業管理規程第37号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター（以下「医療センター」という。）に設置した保育所（以下「院内保育所」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保育対象者)

第2条 院内保育所の保育対象者は、医療センターに勤務する職員が養育する子のうち、生後57日目から小学校就学前の者であって、病院長が保育を必要と認めたものとする。

2 病院長は、前項に規定する保育対象者が、疾病、身体虚弱その他の事由により、院内保育所での保育が困難であると認めるときは、当該事由による必要な期間について、院内保育所の利用を認めないものとする。

(利用定員)

第3条 院内保育所を同時に利用することができる定員は、30人とする。

2 病院長は、前項に規定する定員を超える利用者が見込まれる場合は、必要な調整を行うものとする。

(休日)

第4条 院内保育所の休日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、病院長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休日を設定することができる。

(保育の種類及び保育時間)

第5条 院内保育所の保育の種類及び保育時間は、別表のとおりとする。ただし、病院長が必要と認めたときは、これを変更し、又は保育時間を延長することができる。

(利用手続き)

第6条 院内保育所を利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、院内保育所利用申請書（様式第1号）を病院長に提出しなければならない。

2 病院長は、前項の規定による院内保育所利用申請書を受理したときは、審査の上、利用の可否を決定し、院内保育所利用可否決定通知書（様式第2号）により、利用申請者に通知するものとする。

(利用停止)

第7条 院内保育所の利用を停止しようとする者は、利用を停止する日の1月前までに院内保育所利用停止届（様式第3号）を病院長に提出しなければならない。

（一時保育）

第8条 一時的に院内保育所を利用しようとする者（以下「一時保育申請者」という。）は、院内保育所一時保育利用申請書（様式第4号）を病院長に提出しなければならない。

2 病院長は、前項の規定による院内保育所一時保育利用申請書を受理したときは、審査の上、利用の可否を決定し、院内保育所一時保育利用可否決定通知書（様式第5号）により、一時保育申請者に通知するものとする。

（保育料等）

第9条 院内保育所を利用する者は、利用した月ごとに、別表に掲げる保育料、給食代及びおやつ代を指定した期日までに納付しなければならない。

（運営の委託）

第10条 病院長は、院内保育所の運営を委託することができる。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、院内保育所の運営に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。